

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

## 総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 奈良岡 隆

副委員長 村 川 みどり

1 審査日時 平成29年9月13日（水曜日）

2 審査場所 第1委員会室

### 3 審査案件

議案第146号 青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第147号 青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第148号 契約の締結について（蛸貝ポンプ場受変電設備改築工事）

議案第149号 契約の締結について（富田ポンプ場No.2雨水ポンプ機械工事）

請願第7号 青森市が管轄する全ての施設の敷地内の全面禁煙を求める請願

### ○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲谷	良子
副委員長	村川	みどり	委員	大矢	保
委員	山脇	智	委員	赤木	長義
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁
委員	小豆畑	緑			

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井	正樹	市民政策部参事	田中	聡子
市民政策部理事	横内	修	総務部参事	小野	正貴
市民政策部理事	舘田	一弥	総務部参事	廣津	明男
総務部長	鈴木	裕司	総務部参事	山谷	直大
総務部理事	加藤	文男	総務部参事	大久保	文人
総務部理事	蝦名	幸悦	財務部次長	岸田	耕司
財務部長	小川	徳久	財務部次長	川村	敬貴
浪岡事務所副所長	相馬	紳一郎	財務部参事	奥崎	文昭
会計管理者	小鹿	継仁	浪岡事務所次長	長谷川	敬
選挙管理委員会事務局長	三上	正俊	企画課長	菊池	朋康
監査委員事務局長	貝森	敦子	関係課長等		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 花 田 昌 議事調査課副参事 横 内 英 雄

○**奈良岡隆委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件及び請願1件の計5件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第146号「青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 議案第146号青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元に配付いたしております資料1により説明させていただきます。

1の概要ですが、今般、国におきまして、雇用保険法の一部改正により、民間において支給される雇用保険法の失業等給付のうち、基本手当、移転費の拡充が行われましたことに伴い、国家公務員退職手当法における失業者の退職手当について所要の改正がされたところであります。本市におきましてもこれに準じまして、青森市職員の退職手当に関する条例における失業者の退職手当に係る規定について、同様の拡充をする改正をしようとするものであります。

失業者の退職手当とは、注釈に記載しておりますが、通常、職員が退職する際には、一般の退職手当――図のAの部分に相当します――が支給されますが、何らかの理由で、例えば、働き始めて3年以内など短い勤続期間で退職した場合など、雇用保険法上の失業等給付相当額、――図のBに示しております――に満たず、退職後一定の期間失業している場合には、その差額相当分を失業者の退職手当――図のBマイナスAの部分になります――について、市が支給するものであり、これは国家公務員に準じた制度となっております。

今回の改正は、雇用保険法の失業等給付――Bの部分です――が拡充されたことに伴い、当該拡充に対応した市の規定について、所要の整備を行うものであります。

それでは、2の改正内容について御説明いたします。失業者の退職手当の拡充として、1つ目は、事業所の被災により離職した者等について、給付日数を延長できる措置を規定しようとするもの、2つ目は、交通費、移転料など、移転費の支給について、これまで公共職業安定所の紹介により就職した場合のみ支給されるものであったところを、職業紹介事業者等の紹介により就職した場合でも支給できるよう規定しようとするもの、3つ目として、解雇、倒産、雇いどめ等により離職し、雇用情勢の悪い地域に居住する者等について、給付日数を60日間延長するとした暫定措置を5年間延長しようとするものであります。これらはいずれも国家公務員退職手当法の一部改正に準じた内容であります。

本条例の施行日は公布の日としており、一部は法の施行に合わせ平成 30 年 1 月 1 日としております。

なお、資料 2 として新旧対照表を添付しておりますが、その内容につきましては、ただいま御説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

以上、議案第 146 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 146 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 147 号「青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 議案第 147 号青森市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

参考資料 1 をごらんください。

まず、提案理由についてであります。アウガに市役所機能の配置を予定しておりますが、そのことに伴いまして、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の管理について必要な事項を定める等のため、提案するものであります。

次に、改正の概要であります。アウガに市役所機能を配置することに伴いまして、アウガ駐車場について、青森市役所前駐車場と同様の利用を基本としますことから、青森駅前公園地下駐車場とあわせ、その管理について、青森市役所前駐車場が規定されております青森市駐車場条例において規定するため、改正しようとするものであります。

具体的には、同条例第 15 条におきまして駅前 2 駐車場の名称及び位置を追加しますとともに、同条例第 18 条において、それぞれ駅前 2 駐車場の料金を追加いたします。

料金につきましては、従前の料金制度を維持しつつ、青森市役所前駐車場

と同様、市役所に用件のある方は最初の1時間まで無料とする規定を追加するものであります。

また、資料の2ページになりますが、同条例第21条において、証票による納付に係る準用を追加し、現在、駅前2駐車場において取り扱っております駐車サービス券による料金の納付について引き続き取り扱うため、所要の改正を行うこととしております。

その他、同条例では建築物の用途変更の場合における駐車場の附置に関する事項を規定しておりますが、同条例第25条において文言の欠落等の不備な箇所がありましたので、このたびの改正にあわせ、適正な規定に修正するほか、同条例に規定する駐車場の指定管理者による管理について、同条例第33条において、ほかの条例と同様、標準的な条文に改正しようとするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

また、青森駅前地区駐車場条例につきましては、青森市駐車場条例の一部改正条例の附則において廃止することを規定しております。

なお、新旧対照表を配付しておりますので、あわせて御参考にしていただければと存じます。

以上、議案第147号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第147号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号「契約の締結について（蜷貝ポンプ場受変電設備改築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 議案第148号契約の締結について（蜷貝ポンプ場受変電設備改築工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

当該工事につきましては、蜷貝ポンプ場の受変電設備が更新時期を迎えて

おりますことから、当該設備の改築更新を行うものであります。

3の工事の内容から御説明させていただきます。主な工事の内容といたしましては、1つに、電力会社からの電力を受電するための引込盤、受電盤、2つに、受電した電力を機械に適した電圧に変えるための変圧器盤、3つに、変圧した電力を機械へ供給するための配電盤、これらの機器等について更新を行うものであります。

4の工期につきましては、平成31年3月15日までとなっております。

5の入札結果につきましては、去る7月19日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、1億7820万円で山大機電株式会社と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第148号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号「契約の締結について（富田ポンプ場N o. 2雨水ポンプ機械工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 議案第149号契約の締結について（富田ポンプ場N o. 2雨水ポンプ機械工事）について御説明申し上げます。

お手元の契約の締結についての資料をごらんください。

当該工事につきましては、富田・沖館地区における浸水被害軽減のため、平成25年度から旧青森工業高校グラウンド跡地へ整備を進めている富田ポンプ場に現在施工中のN o. 1雨水ポンプ機械工事に引き続き、2系列目となるN o. 2雨水ポンプ等の機械・機器類を設置するものであります。

3の工事の内容から御説明いたします。主な工事の内容といたしましては、1つに、雨水を排水するための雨水ポンプ設備、2つに、流入する雨水に含まれるゴミ等を除去するための除塵設備、3つに、エンジン等の運転時に必

要な空気の取り込みや、室外への排気を行うための給排気設備、これら機械・機器類の設置を行うものであります。

4の工期につきましては、平成31年3月15日までとなっております。

5の入札結果につきましては、去る7月20日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、3億1776万9714円で株式会社フソウ東北支店と契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

**○大矢委員** 8番の月島機械株式会社というのは、応札率は何%になっていきますか。

**○奈良岡隆委員長** 加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 応札率は71.58%であります。

**○奈良岡隆委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** もしかすると、前回の委員会でも確認していた人がいたかもしれないんですけども、これ全部、県外の業者なのは、市内でできる所がないからということでもいいんですか。

**○奈良岡隆委員長** 加藤総務部理事。

**○加藤文男総務部理事** 市内の業者だけで入札できるかというお話であります。一定の競争性を確保するために、公告にありますような条件を設定して確保しております。結果として、今回は19者の参加をいただいて、市内の業者では1者となります。競争性を確保するために、今回はこういう条件となっております。

**○奈良岡隆委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 確認するけれども、まず、青森市中小企業振興基本条例があって、その上で、一般競争入札にしたということは、当然、競争性を確保するということで、市内において申し込める全ての業者に入札依頼したという認識でいいか。

**○加藤文男総務部理事** ただいまの赤木委員のお話のとおりです。競争性を確保するために、青森市中小企業振興基本条例に基づいて対応した結果であります。

**○奈良岡隆委員長** 補足説明ありますか。契約課長。

**○土岐政弘契約課長** 補足いたします。業種・機械器具、部門・水処理設備のA等級の市内の業者が9者しかおりませんので、青森市入札参加業者等指

名要綱で、この金額であれば 15 者から 20 者という決まりがあります。そのため、市内の業者だけでなく、市外の業者にも対象を広げたということがあります。

**○奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 149 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 7 号「青森市が管轄する全ての施設の敷地内の全面禁煙を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 請願第 7 号青森市が管轄する全ての施設の敷地内の全面禁煙を求める請願について、市の考え方について御説明いたします。

この請願は、庁舎、市民センター、市民図書館、運動施設など青森市が管轄する全ての施設の敷地内の全面禁煙を求めるものであります。本市におきましては、総合的なたばこ対策を進めるための基本方針として、平成 24 年 3 月に青森市たばこの健康被害防止対策骨子を策定し、また、平成 25 年 12 月には、地域社会が一体となって取り組んでいくための行動指針として青森市たばこの健康被害防止対策ガイドラインを策定し、たばこの健康被害防止対策に取り組んでいるところであります。

これらの取り組みの中で、現在、市の管理する施設全てについては、現状、原則全面禁煙としているところであります。

この全面禁煙であります。敷地内全面禁煙とする場合と、建物内全面禁煙とする場合の 2 種類があります。市では、それぞれ施設ごとの設置目的や社会的役割、利用者の状況を踏まえまして、市民病院、浪岡病院、保健所の健康増進施設及び小学校、中学校につきましては敷地内全面禁煙とし、市の庁舎を初め、その他の公共施設は、建物内全面禁煙とし、たばこの健康被害防止のための措置を講じております。

このたびの請願は、青森市が管轄し、建物内全面禁煙としている全ての施設について、健康を守るという観点から、さらに敷地内全面禁煙の拡大を求めるものでありますけれども、広く住民の利用に供する公の施設等についてのものになりますので、これまでどおり施設の管理権、もしくは財産の管理権のみで可能であるのか、条例制定が必要となるのか、その場合、権利の制

限に見合う目的、手法の妥当性など、慎重な検討を要するものと思われます。

公共施設については、それぞれ固有の設置目的がありまして、不特定多数の多様な方々に御利用いただいておりますことから、現状は、各施設の管理者が施設の状態に応じて適宜判断した上で講じた市の原則全面禁煙であります。

したがいまして、現時点において、市が管轄する施設の全てを一律に敷地内全面禁煙とする予定はありませんが、市としては引き続き、全面禁煙を原則として、本請願が目的としますたばこの健康被害防止対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。赤木委員。

**○赤木長義委員** 今回の部長の説明の確認だけでも、あくまでも施設の周りについては全面禁煙していない場合があるという言い方だよね。確認したいんだけど、結局、建物の外は全面禁煙にしていないと。今後の考え方として、外は全面禁煙にしていけないという考え方になっているのか確認したい。

**○奈良岡隆委員長** 総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 先ほど説明の中でもお話ししましたように、敷地内全面禁煙としている施設もあります。それは、病院と教育施設については敷地内ですので、学校や病院の建物のみならず全面禁煙ということで、それ以外の施設については、いわゆる受動喫煙防止対策ということで建物内を全面禁煙としています。そういう意味では建物内の分煙も禁止しています。よって、建物の外に喫煙所を設けるといふ建物内全面禁煙という措置をほとんどの施設について講じてございます。それが、敷地内の全面禁煙に拡大するかどうか、つまり、拡大しなければならないという需要自体が今のところ見えておりませんので、そういう意味では、今後の方針について決めているわけではありませんけれども、現在は建物内全面禁煙という方針でありますという説明になります。

以上でございます。

**○奈良岡隆委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 確認してわかりました。これがコンプライトされたわけじゃないということがわかったので。ただ、基本的に建物ばかり目が行くんだけれども、例えば、公園とか県立中央病院のそばの遊歩道のような、子どもが多く集まる場所については、はっきり言って、ぜひ禁煙をしてもらいたいと思う。特に、県立中央病院のそばの遊歩道は、県立中央病院内の敷地だからといって、病院から向かって、たばこを吸ってそこにポイ捨てるパ

ターンが多くて、非常に問題になっているんだけど、県立中央病院はその状況を改善する気がないから、市としては、ぜひ今後のあり方としては担保していただきたいと要望したいと思いますので、そこは検討をしてください。

**○奈良岡隆委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 今、総務部長が、敷地内を全面禁煙をするとしたら、多様な方々が利用する、例えば、市役所、それから市民センター、市民図書館に来てくれる方々にとって大変不便なことではないかという意味で言ったんですか。

**○奈良岡隆委員長** 総務部長。

**○鈴木裕司総務部長** 先ほどの説明の中で、不特定多数の多様なお客様に御利用いただいているという説明をしました。今、仲谷委員御発言のとおり、市民が公有財産を利用するに当たって、多様というのは、喫煙者もいれば非喫煙者もあり、そのうちのいわゆる喫煙者というのは、割合としては下がっては来ていますものの、これまで市として、建物内全面禁煙として、いわゆる敷地内での完全分煙という手段を講じてきておりますので、敷地内まで全面禁煙を広げることによって、これまで市が講じてきた手法が足りなかったということにもなりかねません。

さらには、例えば、JRの駅は改札の中に喫煙所があったりします。それは3時間くらい喫煙者も新幹線に乗りますので、そのためのいわゆる施設のしつらえとしてあるのだらうと思います。それは空港も同じだと思います。そういった意味で、いろいろな方が利用されますので、いろいろな方の利害というものを最終的に比較考慮しながら、公の施設というものの管理運営はしていかなければならないだらうという意味を、思いを込めての説明でございます。

**○奈良岡隆委員長** 仲谷委員。

**○仲谷良子委員** 喫煙をする方にとっては敷地内全面禁煙になるということは非常に不便というか不自由になることは、みんなわかっていることではあります。ただ、本請願では、この前の一般質問で奈良岡議員が質問や意見を言った中にもあるように、やはり市がきちんとその市民の健康を守ることなのだから、私どもも喫煙をやめるので、市も本気になって全面禁煙にしますので、市民も喫煙をやめてくださいというような、喫煙をどんどん減らしていくような対策に結びつけていくようなものなのではないかなと私は考えます。

うちの会派でもたばこをのむ人がいますので、たばこはコーヒーと同じような嗜好品だ、と意見がすれ違ってやり合ったんですが、それはまたコーヒーなどの嗜好品とは全く違います。たばこは害を与えるもので、改めて健康に

害を与えるものだという意識を市民が持つためには、市が本気度を出さないと私はいけないと思うので、やはりこれは、全面的に禁煙を請願どおりにするべきではないかなというのが私の意見であります。

○奈良岡隆委員長 ほかにありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 今の説明だと、市は敷地内を全面禁煙するつもりはないということですよ。その理由が、いろいろな人が利用するから、利害関係もあるからやりませんということですよ。でも、やはり仲谷委員が言ったように、利害関係と言うけれども、吸っている人、吸わない人にとっての利害でしかないんです。だから、先ほど言ったように、敷地内を全面禁煙することによって、それこそ市が率先して市民の健康を守るんだと、健康づくりを推進していくんだという立場に立たなければだめだと思うんです。なので、多くの人利用するから、建物内禁煙でいいんだということにはならないと思うんですけれど。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 請願の文面を見る中で、議員みずからが範を示し、市役所職員、市民、そして議員みずからの健康を守るためというくだりがあるんですけれども、つまり、そこは議員なり市の職員の禁煙を促すために取る手法が、公有財産の敷地内から喫煙場所をなくするという手法につながっています。その手法が、いわゆる公有財産を利用する市民のうちの喫煙者にとって、公有財産の利用に供する場合のデメリットとして考えられますという説明です。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 青森市民病院とか学校とかは多くの人利用する。保健所も市内小・中学校も多くの人利用するし、庁舎だって市民センターだって、市民図書館だって、運動施設だって、多くの人利用するわけです。そういうこと言えば、やはり、同じ立場に立って、敷地内全面禁煙にして、そういう方向にしていくというのが市の姿勢として求められるんじゃないかと思うんですが。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 病院、学校等については、先ほどの説明の中で、それぞれ施設に設置目的があって、その施設の設置目的に応じて、その施設の管理者が判断した結果ということで、病院と学校及び健康増進のセクションにあっては敷地内禁煙による全面禁煙という措置を取っています。本請願が求めるように、市がいろいろな設置目的を持ったさまざまな施設を抱えている中で、一律、敷地内全面禁煙とすることについての懸念を説明したところで。ちなみに、この春、厚生労働省で示した受動喫煙防止対策の強化についての概要においても、病院、学校については敷地内全面禁煙であり、それ以

外の公共施設については、敷地内まで求めていなくて、いわゆる建物内全面禁煙という案をお持ちのようです。そういった意味で、健康被害、いわゆる受動喫煙、もしくは健康被害の防止のためということでの喫煙を制限するのであれば、さまざまな目的に応じた手法があり得ると思います。敷地内禁煙というのも一つの手法であるとは存じますけれども、建物内の全面禁煙で、敷地内に喫煙所を設けているという手法もまた、それはそれで妥当な手法だと思いますので、その目的がどちらなのか、つまり職員、議員に対して禁煙を強いることが目的なのか、公共施設の利用者の利便とまではいかないものの、これまで講じてきたさまざまな利用者に対する公共施設のしつらえとして必要なのか、その辺の議論が混同されないようにとは思っております。

以上です。

○奈良岡隆委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 私も本請願の文面は気に食わないんです、はっきり言って。はっきり言って気に食わない。恣意的な意図を感じる。ここは文面を直して、出し直しできないものか。議員だとか、あと前の定例会において懲罰まであったような話もわざわざ載せる必要はないし、純粹に健康のため一本でやるんだったら非常に賛成しやすい。これは本当に非常に恣意的な部分があるから、多分、総務部長も慎重な発言されていたと思うんだけど、そこを考えると、これは1回差し戻して継続審査なりにして、文面を出し直してもらったほうがすっきりするような気がします。私はそういう考えに立ちたいと思います。

○奈良岡隆委員長 意見でしょうけれども、今は請願の審議をしているわけですから。

〔赤木長義委員「だから継続審査です」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 歓迎します。うちの会派もきのう、かなり時間をかけて、これについて話し合いしました。文章は全くだめ。ですから、反対する人もいますけれども、私はやはり、奈良岡議員が一般質問した、公共の施設だからという1点だけで、この御時世であれば反対はできないんでないかということになったんです。ただ、うちの会派も意見が割れますから、仮に賛否をやったら。このような文章であれば絶対だめだという人もいますし、そのような状況なんです。もし、赤木委員が発言されたように、文章をある程度直されるというのであれば、私は継続審査もいいなと思います。

〔赤木長義委員「文面直したほうがいいと思うよ、これ」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員 ちょっと恣意的で、これだと反対だと言う人もいる。

〔赤木長義委員「こういう問題はみんな、全会一致してさ、本当はちょっと余りにも文面が恣意的なんだよ」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員 という意見です、私も。

○奈良岡隆委員長 ほかにありませんか。小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 参考までにお聞きします。市役所の敷地内にも喫煙場所がありますよね。あそこはちなみに、職員以外の方、一般市民の方はどのぐらい利用されているのでしょうか。私が見かけるのはほとんどが職員の方ですけども。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 従来、建物の中に職員の喫煙室を設けていたものを、先ほどの青森市たばこの健康被害防止対策骨子等を機に、建物内を全面禁煙にしたことによって、屋外に喫煙所を設けております。職員、それから来庁者も想定しての喫煙場所です。その際に、職員に周知したのは、明らかに建物の外にあるので、勤務時間中は吸わないようにと、いわゆる服務規律の面でも注意を促しております。したがって、ほとんどの職員が利用というのは、多分、お昼の休憩時間とか夕方5時以降でなければならぬんですけども、そういう意味で、市民が利用しているかどうかということについては、市民も当然利用しております。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 ほかにありませんか。赤木委員。

○赤木長義委員 誰とは言わんけど、休憩外の時に理事者でのもんでいる人がいるからね、誰とは言わんけど。1人いるんだよ。よくそこはチェックしてほしい。

○奈良岡隆委員長 ほかにありませんか。そうすれば、私から1つだけ聞きますけれども、県外で市役所等を敷地内禁煙にしている市があると思うんですけども、どういうふうにしてやられているのか教えていただきたい。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 県内の庁舎の敷地内禁煙の実施状況をどういう手法でやっているか調べた資料が手元にないので、そこは調査の上、後ほど御報告したいと思います。

○奈良岡隆委員長 むつ市で敷地内禁煙をやっているというふうにインターネットでは出ていますので、ぜひ調べていただきたいと思います。

ほかに御意見ありませんでしょうか。

なければ、それでは、各委員から、本請願について、採択・不採択・継続審査など、総括的な御意見を伺いたいと思いますが、御意見のある委員は発言をお願いします。赤木委員。

○赤木長義委員 継続審査。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 継続になった場合、この文書で付託案件として上がってし

まっているじゃないですか。上がってしまっている文章の直しは可能なんですか。どうですか。

○奈良岡隆委員長 事務局。

〔赤木長義委員「1回取り下げじゃないか」と呼ぶ〕

○横内英雄議事調査課副参事 この文面において、請願の審査をすることになりますので。

〔奈良祥孝委員「簡単に言うと、取り下げをして新たに出さないとだめなはずですよ」と呼ぶ〕

〔赤木長義委員「だから文面を直してくれっていう話をするしかない」と呼ぶ〕

〔奈良祥孝委員「だから、継続にして、一旦取り下げて、そして新たに出してもらおう」と呼ぶ〕

〔仲谷良子委員「次の議会に出すしかないでしょう、だから今の議会では決まらないということ」と呼ぶ〕

〔大矢保委員「期日が終わってます」と呼ぶ〕

〔赤木長義委員「今の議会では決まらない」と呼ぶ〕

〔大矢保委員「不採択です」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員長 継続審査、不採択という意見が出ましたけれども、ほかに御意見ございませんか。山脇委員。

○山脇智委員 こちらは賛成なので採択すべきと考えます。

○奈良岡隆委員長 そうすれば、請願第7号について閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りしたいと思います。

請願第7号について、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第7号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 可否同数と認めます。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において本請願に対する可否を裁決いたします。

請願第7号については、閉会中の継続審査としないものと裁決いたします。

それでは、これより、本請願について採決いたします。

請願第7号については、不採択すべきとの意見がありましたので、起立により採決いたします。

本請願第7号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○奈良岡隆委員長** 起立多数であります。

よって、請願第7号は採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )